

緊急事態宣言の延長に伴う

「コロナに負けるな!!まいづる地域商品券」及び
「まいづる冬グルメ満喫クーポン」の利用期間の延長について

京都府に発令されています緊急事態宣言が、3月7日まで延長されることに伴い、2月末までが使用期限となっている商品券等について、市内外の利用者の使いやすさを考慮し、利用を促進するため、下記のとおり利用期間を延長することとしましたのでお知らせいたします。広報にご協力をお願いいたします

1. 「コロナに負けるな!!まいづる地域商品券」について

①利用期間

<現行> 令和3年2月28日(日)

<変更後> 令和3年5月31日(月)

②商品券の状況

販売総数：17,892 セット ※販売は終了しています

使用状況： 63.8%が使用済み ※1月29日現在

③お問い合わせ担当課

産業創造・雇用促進課 電話 0773-66-1021 担当：竹原、松岡

【参考】「コロナに負けるな!!まいづる地域商品券」の概要

趣旨：コロナ禍における売り上げ減少の飲食店や小売店を応援するため市内の店舗で使えるプレミアム商品券を発行し、消費喚起や地域商業等の活性化を図る

内容：1セット額面13,000円を10,000円で販売。プレミアム率30%。

販売期間：令和2年11月28日～12月27日

取扱店舗：市内の加盟店 約400店舗

取り扱い事務局：舞鶴商工会議所

【お問い合わせ先】

産業創造・雇用促進課：☎0773-66-1021、FAX0773-62-9891

E-Mail：sangyo@city.maizuru.lg.jp

水産課：☎0773-66-1020、FAX0773-62-9891

E-Mail：suisan@city.maizuru.lg.jp

2. 「まいづる冬グルメ満喫クーポン」について

- ・春から初夏にかけての舞鶴の海グルメブランドの丹後とり貝や岩がきも楽しんでいただけるよう6月末までの期間延長としています
- ・1月の非常事態宣言を受けて実施しているクーポン利用の「お取り寄せ」についても引き続き各店舗で対応します

①利用期間と対象商品

<現行> 令和3年2月28日(日)

○かに、京鯖を含む飲食や購入

<変更後> 令和3年6月30日(水)

○水産物全般を対象とした飲食や購入

②商品券の概要

販売総数：5000セット ※完売しました

使用状況： 42.3%が使用済み ※2月1日現在

③お問い合わせ担当課

水産課 電話 0773-66-1020 担当：中井、上野

【参考】「まいづる冬グルメ満喫クーポン」の概要

趣旨：コロナ収束後を見据えた「魚のまち舞鶴」のプロモーションと売り上げ減少している飲食店や鮮魚店を応援するため、冬の舞鶴海グルメのブランドであるかに等を対象に市内の店舗で使えるプレミアムクーポンを発行し、観光消費の喚起や地域経済の活性化を図る

内容：1セット額面20,000円を10,000円で販売。プレミアム率100%。

販売期間：令和2年12月12日～12月31日 ※期間中に完売

※利用開始は令和3年1月1日から

取扱店舗：市内のおさかな提供店 36店舗

取り扱い事務局：舞鶴市水産協会

【お問い合わせ先】

産業創造・雇用促進課：☎0773-66-1021、FAX0773-62-9891

E-Mail：sangyo@city.maizuru.lg.jp

水産課：☎0773-66-1020、FAX0773-62-9891

E-Mail：suisan@city.maizuru.lg.jp